

第2回県南中央交通圏タクシー特定地域協議会議録

1 開催日時

平成29年7月21日（金） 午後2時00分～同2時55分までの間

2 開催場所

さいたま共済会館 5階会議室

3 出席者

別紙 第2回県南中央交通圏タクシー特定地域協議会委員出席者名簿の通り

4 開会及び配布資料の確認等

尾崎協議会会長が議事進行の前に、事務局(高原専務理事)が進行を担当した。

最初、協議会が定足数を充足していることを報告後、協議会は公開を原則としていることから、報道関係者の取材の了解を得た。また、配布資料の説明後に各委員については出席者名簿等をもって紹介とし、新たな委員として「北見 圭一」氏(欠席)、脱退者が「福山 昭雄」氏であることを報告した。更に、関東運輸局と埼玉運輸支局の幹部や担当官が参考人として出席していることを報告した。

5 尾崎会長挨拶要旨

県南中央交通圏は、昨年3月16日に開催した準特定地域協議会で、準特定地域から特定地域に同意する判断がなされた。その後の手続きを経て、平成28年7月1日から平成31年6月30日までの3年間、特定地域に指定された。よって、昨年9月2日に第1回目の特定地域協議会を開催し、特定地域計画の作成については分科会を活用することにし、分科会を4回開催した結果、特定地域計画案が作成された。

あらかじめ、その案を配布したが、本日、議決を行うことになっている。また、協議会設置要綱の一部改正についても協議するので、よろしく願います。

5 議事

以後、協議会設置要綱に基づき、尾崎会長が議長となり議事進行した。

(1) 第1議案「活性化事業に係る調査結果について」

尾崎会長の指示により、事務局が、資料1「活性化事業に係る調査の結果について」及び考資料1・2「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送の適正化及び活性化に関する特別措置法に係るフォローアップについて」、「特定地域及び準特定地域における一般乗用自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に係るフォローアップ調査名等取扱要領」を基に説明した。

その後、尾崎会長の指示で埼玉運輸支局の担当官が同様の補足説明をした。

[第1議案に対する質疑結果]

尾崎会長が、第1議案に対して質疑等を求めたが、意見等はなかった。

(2) 第2議案「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部改正について」

尾崎会長の指示により、事務局が資料2「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部改正について」に基づき、第5条17項の赤字記載された改正部分を主体に説明した。

[第2議案に対する採決結果]

尾崎会長が問いかけをしたが、挙手者はなく異議等はなかった。

これを受けて、尾崎会長が議決要件の確認を事務局に求め、事務局が、協議会設置要綱第5条10項(2)で規定する議決要件を満たしていることを報告した。

尾崎会長が、承認を得たことから、本日付で要綱を改正することを宣言した。

(3) 第3議案「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会特定地域計画(案)」について

尾崎会長の指示により、事務局が資料3「分科会での検討・決定事項について」及び資料4「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会特定地域計画(案)」に基づき説明した。特に、資料3は8項目を詳細に読み上げ解釈を加えて説明した。

また、設置要綱第5条第10項(3)に規定する議決要点9項目について説明した。

これに基づき、尾崎会長が「特定地域計画の作成」の採決の前に、タクシー事業者関係者の合意状況の報告を事務局に求めた。

[事務局によるタクシー事業者関係の合意状況の報告内容]

○ 協会員中、過半数

合意88.8% (2126両中～合意1888両、不合意237両)

○ タクシー事業者全体の3分の2以上(67%)

合意77.6% (2639両中～合意2047両、不合意592両)

○ 大・中・小・個人タクシーの区分ごとに過半数

大100% (425両中～合意425両、不同意0両)

中76.1% (1107両中～合意842両、不合意265両)

小67.0% (986両中～合意661両、不合意325両)

個人タクシー93.3% (121両中～合意119両、不合意2両)

[第3議案に対する採決結果]

尾崎会長はタクシー事業者が合意することになった旨報告し、合意出来ない委員の挙手を求めたところ、挙手者はおらず異議申し立てはなかった。

これを受け、尾崎会長自らも「合意する」意向を示し、設置要綱第5条10項に規定の要件を全て満たしていることから、原案の通り承認されたことを宣言した。

[事務局と埼玉運輸支局担当官による説明]

尾崎会長の指示により、事務局が参考資料4「供給削減実施までの流れ」について説明した。更に、埼玉運輸支局担当官が、参考資料5「特定地域計画の認可基準について」及び参考資料6「事業計画の認可基準について」に基づき説明した。

[委員からの意見]

尾崎会長が総括的に意見を求めたところ、委員から

- 特定地域計画がスタートラインに立ったのだから、今後は事業者の皆様が速やかに申請し、形骸化されることのない様、早期な遂行をお願いします。

との意見があった。

事務局が、速やかに推進する旨を報告後、尾崎会長の指示により、小谷事務局長が挨拶をした。

[小谷事務局長挨拶要旨]

タクシーが地域公共交通機関としての機能を十分発揮できる様、特定地域計画に則り、更なる事業の適正化、活性化を進める所存、引き続きご協力、ご支援をお願いします。

小谷事務局長挨拶後、尾崎会長が議事終了を告げ、事務局が協議会の閉会を宣言した。